	令和5年東郷町教育委員会5月定例会
 日時	令和5年5月26日(金) 午後1時30分 開会
	午後2時07分 閉会
 場所	東郷町役場 2階第4会議室
 出席委員	教 育 長 中根 一郎
	教育長職務代理者 加藤 逸男
	委 員 奥谷 美香
	委 員 山田 美登
	委 員 近藤 覚
欠席委員	なし
説明のため	教育部長樋口美紀 参 事田中秀和
に出席した	学校教育課長 山本 康広 生涯学習課長 渡辺 直秀
職員の氏名	給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 山本 康広
会議録署名委員	中根教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 5月校長会について (学校教育課)
	(2) 後援名義の使用許可について (学校教育課)
	(3) 令和4年度東郷町スポーツ協会各部事業報告について(生涯学習課)
	(4) 令和5年度東郷町スポーツ協会後援名義申請について(生涯学習課)
議題	議案第23号 後援名義の使用許可について(学校教育課)
	議案第24号 町指定文化財の指定について(生涯学習課)
	議案第25号 東郷町給食センター設置条例施行規則の一部改正について
	(給食センター)
	議案第26号 令和5年度東郷町立学校評議員の委嘱について(学校教育課)
	議案第27号 東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員の委嘱
	について(学校教育課) 議案第28号 東郷町給食センター運営委員会委員の委嘱について
	一
	専承第5号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について(生涯学習課)
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会5月定例会を開会し
	ます。
	会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。
	会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。
	日程第1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。
	次に日程第2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と山田委員を
	指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、5月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育
	長と山田委員とさせていただきます。
	次に日程第3、教育長の報告です。
教育長	5月12日の校長会では、宿泊行事も始まり、春中のキャンプも無事、実施
	できました。
	日曜日は気温が下がるので、先生方へ体調管理に注意するよう指導をお願い
	しました。
	1の不祥事防止関係では、(1)から(2)を挙げ、飲酒運転等ないように指導をお
	願いしました。また、東京で教員が殺人の疑いで逮捕された事件がありました。
	子どもたちの心のケアも大変と思います。日頃から先生方をよく見ているよう
	お願いをしました。
	県からは、運転免許の更新忘れが3件あったそうなので、先生方の免許証の
	確認をお願いしました。
	2の児童生徒の関係の事故事件では、(1)では大きな事故にはなりませんでし
	たが、自転車と車の接触事故がありました。(2)の県条例を基に、自転車に乗る
	ときはヘルメット着用の指導をお願いしました。
	3新型コロナウイルス感染症関係では、「新型コロナウイルス感染症の5類
	感染症への移行後における教育活動の対応について」に基づいて学校生活を送
	るようお願いしました。また、県教育長からは、給食時、黙食は止め、対面で
	楽しい給食の時間が持てるよう緩和していくようにと話があったことを伝え
	ました。
	4の防災関係では、5月5日は石川県、5月14日は千葉県で大きな地震が
	ありました。登下校時のコンクリートブロックの下敷きにならないよう、子ど
	もたちに話をするようお願いしました。
	5の連絡依頼事項では(1)では春の交通安全町民運動を実施中と伝え、(2)では
	学校訪問(3)では各校の宿泊行事を紹介し、事故が起きないよう注意をはらい実
	施するようお願いしました。
	以上で校長会の報告を終わります。
教育長	続いて、6月議会一般質問についてです。
	一般質問は、資料のとおり、7名の議員から提出がありました。
•	

*L <del>*</del> F	NI - # # F + 2 0 0 11 H + 40 1- 10 + 1-
教育長	以上で教育長からの報告を終わります。
エロ	質問がありましたらお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。
	次に、日程第4、報告事項に入ります。
4-4	事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 5月校長会について 
	5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の2類感染症から5類感染症へ
	の移行に伴って、教育活動においては、コロナ禍で活動を控えていたグルー
	プ活動や調理実習などの教育活動も、実施ができるようになってきました。
	給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹
	底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう注意しながら、
	楽しく会食をしています。
	マスクの着用は求めないこととしていますが、マスクをしている児童生徒
	が多くいるという現状はあまり変わっていません。
	宿泊行事については、5月中旬に春木中学校の2年生が、下旬に東郷中学
	校の2年生が滋賀県の近江八幡休暇村へ、野外活動に行ってきました。
	また、6月上旬には、東郷中学校、春木中学校、諸輪中学校の3中学校の
	3年生が、東京・静岡・山梨方面へ、修学旅行に行ってきます。
	学校行事の関係では、5月中旬に、4つの小学校が引き取り下校訓練を実
	施しました。また、5月18日(木)には、諸輪中学校が体育大会を実施しま
	した。どの行事も天候にも恵まれ、無事に実施することができました。
	また、小学校において、昨年度から始まりました民間委託による水泳指導
	を今年度も実施します。5つの小学校が学校外の民間プールにおいて、兵庫
	小学校のみ学校内のプールにて、民間委託の水泳指導を実施します。兵庫小
	学校以外の5つの小学校においては、すでに5月から水泳指導が始まってい ,,,
	ます。
	4月の教職員の在校時間記録について集計をしたところ、教職員304名中、
	80 時間超は 20 名で、そのうち 100 時間超は 3 名でした。例年 4 月は、 1 年
	の中で最も在校時間が長い時期となっていますが、主な要因として、学級事
	務と、担当する校務分掌に関する業務に時間がかかっていると把握していま 、
	今年度も100時間超の教職員には、健康状況の把握と今後の対策のために、
\(\tag{\dag{\partial}{\partial}}\) \(\tag{\partial}\) \(\partial	産業医との面談を行っていきます。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について
	資料は1ページになります。
	令和5年4月28日から5月19日までに、後援名義使用の申請があり、専
	決処理しました事案については、資料のとおり2件です。
	これらの案件は、過去に許可したものと同様の内容でした。
	以上で説明とさせていただいます。

生涯学習課長	(3) 令和4年度東郷町スポーツ協会各部事業報告について
	資料8ページから15ページをご覧ください。
	「令和4年度東郷町スポーツ協会各部事業報告について」でございます。
	東郷町スポーツ協会の実施事業は「東郷町教育委員会の後援等名義使用に
	関する内規に関する取扱い要領」に基づき、後援名義の申請につきましては
	省略することができるとなっております。今回は、令和4年度の事業報告を
	させていただくものでございます。
	一部、中止の事業もございますが、8ページから 15 ページまで少年野球
	部を始め 15 部 67 事業、延べ約 7,000 人 (6,951 人) のスポーツ愛好家が各
	種スポーツ事業にご参加いただきました。
	時間の都合上、資料の提出をもってご報告とさせていただきます。
	よろしくお願いいたします。
生涯学習課長	(4) 令和5年度東郷町スポーツ協会後援名義申請について
	資料 16 ページから 17 ページをご覧ください。
	「令和5年度東郷町スポーツ協会後援名義申請について」でございます。
	協会の実施事業につきましては「東郷町教育委員会の後援等名義使用に関
	一
	略することができるとなっておりますので、今回、令和5年度の事業計画の
	報告をさせていただくものでございます。
	16 ページから 17 ページまで、野球部を始め 16 部 75 事業を計画しており
	ます。
	時間の都合上、資料の提出をもってご報告とさせていただきます。
	よろしくお願いいたします。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いしま
	す。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
	次に日程第5、議題に入ります。
	議案第23号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第23号について説明させていただきます。資料18ページをお
	願いします。
	議案第23号 後援名義の使用許可について
	後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与
	すると認められるため、使用を許可するものとする。
	1 主催者は、私学をよくする愛知父母懇談会日東ブロック
	2 事業名は、初夏のふれあいフェスティバル2023
	3 実施日は、令和5年6月17日(土)
	4 会場は、東郷町民会館
	この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるから
	です。
	<u> </u>

	資料19ページをお願いします。
	事業の内容・目的は、「こどもと教育を守るネットワークを地域から創り出す
	ため」です。
	参加対象者及び人数は、生徒・父母・教師などです。入場料は無料です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第23号について審議をお願いします。
委員	案内チラシに、「近隣のコインパーキングをご利用ください。」とありますが、
	近くにコインパーキングは無いので、消すべきだと思います。
学校教育課長	消すよう指示します。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第23号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第23号については、原案のとおり可決します。
	次に、議案第24号 町指定文化財の指定について、事務局の説明をお願いし
	ます。
生涯学習課長	資料31ページをご覧ください。
	議案第24号 町指定文化財の指定についてでございます。
	本案件は令和4年12月定例会において、東郷町文化財保護条例に基づき、教
	育委員会から文化財保護委員会に対し、議案第53号「町指定文化財の指定に
	係る諮問について」を御承認いただいたものです。
	この度、32ページのとおり5月11日付で東郷町文化財保護委員会会長野々山
	和夫氏から、東郷町教育委員会宛に、答申書が提出され、町指定の文化財の指
	定について、当委員会で慎重に審議した結果、指定することが適切であると認
	めるというものでありましたので、本定例会に議案として提出させていただく
	ものです。
	下記物件を町指定文化財に指定するものとする。
	1 種別 絵画
	2 名称及び員数
	(1) 当麻曼荼羅(たいままんだら) 1幅
	(2) 不動明王像(ふどうみょうおうぞう) 1幅
	3 所在地 東郷町大字春木字屋敷3417番地(名古屋市博物館寄託中)
	4 所有者・管理者
	祐福寺 檀家総代長 野々山裕二
	説明 この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第4条第1項の規定に
	基づき、町指定文化財に指定する必要があるためです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第24号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第24号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員举手

教育長	全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり可決します。
	次に、議案第25号 東郷町給食センター設置条例施行規則の一部改正につい
	て、事務局の説明をお願いします。
給食センター所長	議案第25号 東郷町給食センター設置条例施行規則の一部改正について
	資料41ページ をご覧ください。
	東郷町給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり
	定めるものとする。
	この案を提出するのは、運営委員会の構成を拡充する必要があるからです。
	令和4年度に実施されました衛生管理等に関する調査におきまして、愛知県
	から、有識者を委員に追加するよう助言をいただいたことによるものです。
	43ページ 議案の概要をご覧ください。
	1の改正理由は、運営委員会の構成を拡充する必要があるからです。
	2の改正内容は
	(1) 運営委員会の構成に愛知県瀬戸保健所の職員を追加することです。
	(2) 運営委員の定数を22人以内から23人以内に改めることです。
	3の施行期日は、令和5年6月1日です。
	以上で説明を終わります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第25号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第25号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員举手
教育長	全員賛成ですので、議案第25号については、原案のとおり可決します。
	ここでお諮りします。次の議案第26号から議案第28号まで及び専承第5号は、
	人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、
	非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員举手
教育長	全員賛成ですので、議案第26号から議案第28号まで及び専承第5号までは非
	公開とします。
	【内容非公開】
	※議案第26号から議案第28号まで及び専承第5号は、全員賛成で、原案のと
	おり可決及び承認されました。
教育長	5月定例会の日程は、これですべて終了しました。
	これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。
	1